

事業概要およびこれまでの経緯 (近江バラス株式会社安定型産業廃棄物処分場建設事業)

1 事業概要

- (1) 事業者の名称等 甲賀市土山町南土山乙 402 番地
 近江バラス株式会社 代表取締役 松下 満康
- (2) 対象事業の内容
- ・ 名称：近江バラス株式会社安定型産業廃棄物処分場建設事業
 - ・ 種類：廃棄物処理施設（産業廃棄物の最終処分場）の設置
 - ・ 規模：対象事業実施区域：約 25.8ha、埋立面積：約 11.8ha、埋立容量：約 215 万 m³
- (3) 事業実施想定区域 甲賀市

2 手続の経緯

(1) 配慮書に係る手続

- ・ 配 慮 書 の 送 付 令和 6 年 9 月 2 日
- ・ 配 慮 書 の 公 告 縦 覧 令和 6 年 9 月 2 日から令和 6 年 10 月 2 日まで
- ・ 住 民 意 見 の 受 付 令和 6 年 9 月 2 日から令和 6 年 10 月 16 日まで
- ・ 審 査 会 （ 1 回 目 ） 令和 6 年 9 月 9 日
- ・ 住民意見に対する見解等の送付 令和 6 年 12 月 2 日
- ・ 市 長 意 見 の 回 答 令和 6 年 12 月 5 日
- ・ 審 査 会 （ 2 回 目 ） 令和 6 年 12 月 26 日
- ・ 審 査 会 意 見 の 提 出 令和 7 年 1 月 10 日
- ・ 知 事 意 見 の 提 出 令和 7 年 2 月 6 日

(2) 方法書に係る手続

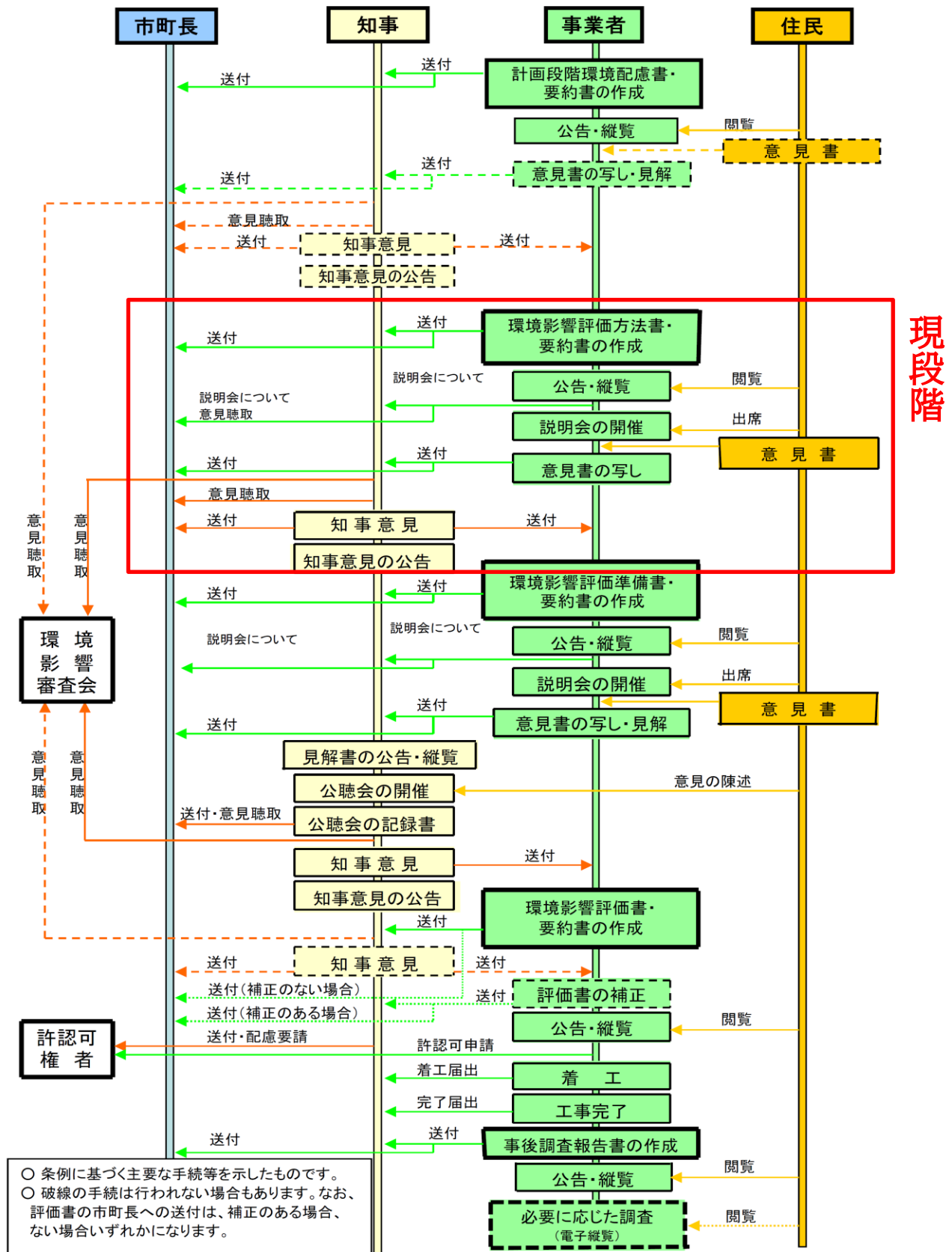
- ・ 方 法 書 の 送 付 令和 7 年 7 月 14 日
- ・ 方 法 書 の 公 告 縦 覧 令和 7 年 7 月 16 日から令和 7 年 8 月 15 日まで
- ・ 住 民 意 見 の 受 付 令和 7 年 7 月 16 日から令和 7 年 8 月 29 日まで
- ・ 方 法 書 の 説 明 会 令和 7 年 7 月 25 日、7 月 26 日、8 月 4 日
- ・ 審 査 会 （ 1 回 目 ） 令和 7 年 8 月 19 日

(3) 方法書の縦覧場所

- ・ 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室（大津市京町四丁目 1 番 1 号）
- ・ 滋賀県甲賀環境事務所（甲賀市水口町水口 6200 番地）
- ・ 甲賀市役所生活環境課（甲賀市水口町水口 6053 番地）
- ・ 甲賀市土山地域市民センター（甲賀市土山町北土山 1715 番地）
- ・ 近江バラス株式会社（甲賀市土山町南土山乙 402 番地）
- ・ 事業者（近江バラス株式会社）のホームページ（<https://ohmi-ballast.jp/>）

【手続の流れ】

滋賀県環境影響評価条例の手続きの流れ（H26.4～）



【参考】

滋賀県環境影響評価条例手続と滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱の事前協議手続の流れ

現段階

